

申込から採用までのQ & A

Q1. 指定校制度って何ですか？

当会では、毎年、日本国内にある学校約 560 キャンパスを指定校としています。基本的に、日本国内 34 地区に分かれるロータリー地区毎に、その地域内に所在するキャンパスを指定校としています。ただし、その内、10 校程度のみ、地区の採用方針に合う学校や、地区内のロータリークラブに通える距離のキャンパスである等という理由で「地区を越えた指定校」として指定する場合があります。

Q2. 現在通っている学校(キャンパス)は、指定校になっていますが、来年 4 月から通学する学校(キャンパス)は、指定校になっていません。申込みはできますか？

奨学金開始年の 4 月に通学するキャンパスが、指定校になっていなければ、申し込みは出来ません。キャンパス毎の指定校となっているため、複数の県にキャンパスを持つ学校は、同じ学校であっても、指定校になっている場合と、なっていない場合があります。当会、ホームページなどにある「指定校一覧」にて、地域別のキャンパスをご確認ください。

Q3. 複数の地区から指定校として選ばれている様ですが・・・？

当会の指定校制度では、Q1. の通り、学校所在地区以外の近隣地区が、地区を越えて指定をする場合があります。学校によっては、同じキャンパスで複数の地区から指定を受ける場合があります。複数の地区から指定を受けている場合は、それぞれの地区内の世話クラブに通うことを想定し、お申し込みください。

Q4. 連合大学院に所属しています。所属している学校と通学している学校のどちらから申し込みをしたら良いですか？

通学し、直接指導を受けている学校からの申込みとなります。そのため、所属している学校が、指定校に選ばれていたとしても、通学している学校が指定校に選ばれていなければ、申し込みは出来ません。

Q5. 奨学期間中に、母国に帰ることはできますか？

当会の奨学金は、日本に在留する留学生を対象としています。そのため、奨学生は、4 月から 3 月までの 1 年間で、出国出来る日数が決められています。詳細は、P. 12 「確約書」の 2. 1) をご参照ください。

Q6. 申込時に、出国している学生の申込みは出来ますか？

申込みは可能ですが、出国中の学生が申込みをしたとしても、日本で面接を受けられない場合は「無資格」となります。面接は地区によって日程が異なりますが、12 月から翌年 1 月頃に行います。

当会の奨学金制度は、日本で面接をし、合格後は、日本でロータリー会員との心のふれあいを通して真の国際交流、相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を学んでいただきます。奨学生の義務として、地区行事、毎月の例会に出席をして頂く必要があり、それを踏まえてお申し込みをしていただいています。

Q7. 合格後にすることはありますか？

合格者は、合格通知と一緒に送付する案内の通り、3 月 1 日までに WEB 上で奨学金受給回答と連絡先などの登録を行ってください。

Q8. 合格通知をもらったらもう奨学生ですか？

奨学生になるためのオリエンテーションが 4 月頃に各ロータリー地区で開催されます。このオリエンテーションにて、奨学生の心得や基本的な約束事項の説明を受け、「確約書」に署名をしていただくと正式な奨学生となります。オリエンテーションに出席し、「確約書」を提出しなければ、奨学金が支給されません。

Q9. いつから奨学金を受け取ることができるのですか？

オリエンテーションに参加して、確約書に署名したあとに支給されます。4月分の奨学金は、地区のオリエンテーションの場で渡される場合と、オリエンテーション後に、クラブ例会に出席して渡される場合があります。

Q10. オリエンテーションの日程はいつわかりますか。欠席した場合どうなりますか？

オリエンテーション開催一ヶ月前頃に開催地区から案内が送られます。地区によって、学校経由で送られる場合と奨学生に直接送られる場合があります。更に、当会ホームページトップページの「News & Topics」にて、全地区の日程・場所を公表致します。欠席は、原則として認められません。

Q11. 奨学金はどのようにして受け取るのですか？

4月分は、地区によっては、オリエンテーションで渡す場合がありますが、それ以外は、世話クラブの例会に出席した際に、当月の奨学金が支給されます。当会の奨学金は、世話クラブ・カウンセラー制度という、経済的支援にとどまらない心の交流が大きな特長となるため、原則、銀行振込による支給はしません。奨学生になる方は、奨学金をもらいに来ているだけ”という奨学生にはならないようにしてください。

Q12. 奨学期間中に休学をする予定です。申込みは出来ますか？

申込みは可能です。申込書でも、3カ月以上の出国や休学予定を聞いていますが、記入後に出国予定や休学予定が決まりましたら、面接などで事前に地区へ申し出てください。奨学期間中に、正式に休学が決定した場合は、休学申請が必要となります。ただし、クラブや地区主催の行事への欠席が続いたり、積極的に休学を利用して奨学生としての義務 *が果たせない学生は奨学生としてふさわしくないと判断される場合があります。当会の奨学金は、単に、奨学金を渡すだけでなく、クラブ・地区での交流を通じて国際理解やロータリー精神などを学んでいただくことを主な目的としています。

学校担当者の方は、留学、出産、育児、介護、病気で帰国等長期に不在となる状況の有無をあらかじめ確認のうえ、奨学生の義務を果たせる方をご推薦ください。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q13. 申込み後、病気(または妊娠・出産・怪我など)をしました。どのような手続きが必要ですか？

面接やオリエンテーション開催前の場合は、至急、学校担当者から地区または奨学会へご連絡ください。奨学生としての義務 *が果たせない場合は、申込みや合格を辞退していただく場合もあります。また、合格後は、世話クラブに、十分に事情を説明し、ご理解いただくことが必要です。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q14. 申込み後、応募資格に関わる変更の可能性がある場合はどうしたら良いですか？

至急、地区または奨学会へご連絡ください。休学、留年など、学校の在籍状況に変更の可能性がある場合も必ずご連絡ください。

Q15. 結婚して在留資格が変更になりますが、奨学生としての資格はどうなりますか？

申込時だけでなく、その後、奨学生になった場合も、在留資格が「留学」、「難民」(地区奨励は、「留学」、「難民」、「研修」、「文化活動」)でなければ奨学生としての資格を失います。結婚をしたとしても在留資格が「留学」でいる必要がありますのでご了承ください。